

令和7年第7回野洲市農業委員会総会議事録

令和7年7月10日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和7年第7回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

1 番	野洲	秀一
2 番	針本	一春
3 番	北中	良夫
4 番	井上	輝子
5 番	中濱	佳久
6 番	橋本	高明
7 番	森	恒仁
8 番	田中	靖志
9 番	角出	昇
10 番	北浦	一宏
11 番	木村	二郎
12 番	市木	和雄
13 番	米澤	博
14 番	井狩	憲一
16 番	島村	平治
17 番	清水	稔
18 番	山本	芳隆
19 番	岩井	正男
20 番	青木	章
21 番	川東	静佳
22 番	石塚	健一
23 番	小森	喜一
24 番	廣瀬	久雄
25 番	山田	富男
26 番	立入	三千男

欠席委員

15番 辻 三千子

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	事務局次長	荒川 博志
	専門員	牧 利昌

農林水産課	主任	中川 大貴
-------	----	-------

議長

それでは、只今から、令和7年第7回農業委員会総会を開会します。

日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は 25 名 であります。

欠席は 15番 辻 委員であります。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

24番 廣瀬 委員、25番 山田 委員、を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第21号から議第23号の3議案を順次上程します。

議第21号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第21号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は2件でございます。議案書の1ページをご覧ください。

まず1件目、資料は別紙Aの1ページから2ページでございます。

吉川 ●●●●、登記地目・現況地目ともに 田、面積 3, 0 0 4 m² について、譲渡人 ●●●● 氏から、譲受人 ●●●● 氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、賃貸借権を設定した上で申請地を耕作しております。

一方、譲渡人は、高齢となり、後継者もおらず、耕作や管理をすることが困難であるため、耕作を依頼している譲受人に売買を提案されたところ、合意が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に2件目、資料は別紙Aの3ページから4ページでございます。

北櫻 ●●●●、登記地目・現況地目ともに 田、面積3, 7 6 1 m²について、譲渡人 ●●●● 氏から、譲受人 ●●●● 氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、家族とともに農業を経営されており、通作可能な農地を中心に経営規模拡大の意向を持たれています。

一方、譲渡人は、平成26年に申請地を相続されたものの、遠方に居住されていて耕作および維持管理が困難な状態になっておられたことから、譲受人に売買を提案されたところ、話がまとまったことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

なお、最下段の「地域調和要件」の欄に記載しておりますとおり、現在の地域計画上の予定耕作者と譲受人とは一致していませんが、地域計画の変更に係る関係者の同

意書を提出されており、市において今後、地域計画が変更される見込みであることを申し添えます。

事務局からの説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 9 番 角出 委員。

角出委員

9 番 角出です。

吉川 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人が高齢となり、後継者もないことから、管理ができない事から申請地を耕作している譲受人に売買を提案され、話がまとまったことから、今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に、第 20 番 青木 委員 お願いします。

岩井委員

20 番 青木です。

北櫻 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は平成 26 年の相続により申請地を取得されましたが、遠方に居住されており、申請地を維持管理することが困難であることから、申請地の近隣を耕作し、経営拡大を考えている譲受人に売買を要望され、話がまとまったことから、今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

議長

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第21号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第21号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第21号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第22号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第22号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は2件です。議案書の2ページをご覧ください。

まず1件目、資料は別紙Aの5ページから7ページでございます。

六条 ●●●●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 136㎡、

六条 ●●●●、登記地目・現況地目ともに 畑、面積 385㎡、

六条 ●●●●、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 310㎡のうち217㎡、合計738㎡について、譲渡人 ●●●●氏と、譲受人 ●●●●氏とのあいだで、露天駐車場および資材置場とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地 と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの6ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で塗りつぶしている3筆です。北側に農地がありますが、所有者兼耕作者の承諾を得ています。

別紙Aの7ページの図面をご覧ください。

申請地の南側および西側には市道、北側の隣地との境界には、既存の水路および水路壁があり、周囲の営農に支障を及ぼすことはないものと判断できます。

次に2件目、資料は別紙Aの8ページから10ページでございます。

北 ●●●●、登記地目・現況地目ともに 畑、面積 165㎡
について、譲渡人 ●●●● 氏と、譲受人 ●●●● 氏、●●●● 氏とのあい
だで、住宅地への進入路および駐車場とするため、転用および売買による所有権移転
の申請があったものです。

別紙Aの8ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第
3種農地 と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの9ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で塗りつぶしている部分です。北側に譲受人が管理する土地および
空き家があり、この地への進入路等を設けることによって、土地の有効活用を図りた
いと考えておられます。

別紙Aの10ページの図面をご覧ください。

形状変更や盛土等はせず、雨水は自然浸透で、転圧により土を固めて使用されます。

また、北側と西側の隣接農地の所有者兼耕作者の承諾を得ておられること、西側、東
側との境界線の内側にブロック等を配置することにより土砂の流出・流入の防止を図
られることから、周囲の営農に支障を及ぼすことはないものと判断できます。

事務局からの説明は以上です。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第 11 番 木村委員。

木村委員

11番 木村です。

六条 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおりです。譲渡人が平成31年の相続により取得した申請地を譲受人が野洲市、近江八幡市、東近江市方面の拠点となる工事関係者の駐車場および資材置場として、転用しようとするものです。

なお、自治会、農業委員、農業組合長と譲受人との間で、周辺住民への配慮や説明等について、協議済みであることを申し添えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に、第 18番 山本 委員。

山本委員

18番 山本です。

北 の 案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人が管理し、進入路がなく活用できない敷地への進入路および駐車場として、転用しようとするものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

米澤委員

3号1の案件です。●●●●ですが、310㎡のうち217㎡を今回露天駐車場および資材置場とされるのですが、分筆しなくても良いのですか。A-6の図面ですが●●●●の赤く塗りつぶしている部分ですが、白抜きの土地は別の筆ですか。そこを教えてください。

事務局

分筆登記は行われます。310㎡のうち217㎡とされた理由は、宅地の部分があり、その部分は資材置場ではなく隣の建物がはみ出しているため、その所有者に頼末

案件として所有権移転用申請を改めてされることとなりました。

そして●●●●の北側の台形の土地は別の所有者の方となります。●●●●との間に水路がありまして隣接農地ということで承諾は取られています。

米澤委員

分筆はせずに、●●●●のままでよいのか。

事務局

分筆登記は図面も提示されており 7 月中にされる確実性がありますので、現時点で許可できるものと判断しています。

米澤委員

農業委員会をとおして分筆されるわけですね。分かりました。

議長

他にご質疑はございませんか。

中濱委員

右隣の建物の一部の敷地に宅地化され建物が立っているとの事だが、農地転用を一緒にお願ひできないものか。

事務局

地目が山林であり、転用申請後の 4 月に宅地の部分が見つかったため、顛末案件であれば分筆後申請を出されるとの事で、1 か月遅れて申請されることとなりました。

中濱委員

●●●●の 3 1 0 m²のうち 2 1 7 m²が転用申請で残り 1 0 0 m²が宅地として残っている、それが山林となっているから関係ないのか。

事務局

地目が山林ですが、現況は畑と雑種地となっています。農地転用は現況がどうかでありますので現況が畑であれば転用申請を提出していただくこととなります。

中濱委員

赤く塗られている●●●●の土地のどこに 1 0 0 m²程度の宅地があるのか。

事務局

全体の●●●●●の登記地目は山林ですが、青の破線の上の部分については畑となっています、下の部分は農地の形状となっていない部分は今回の申請外となります。

中濱委員

地目が山林で現況も山林であれば申請しなくてよいということによいのか。
山林と畑の違いはどのようにして分けているのか。

事務局

農地か山林の違いは現況が農地と判断する基準は、肥料を使い、草刈で管理し、現に耕作されていれば農地です。多少の荒地であっても直ぐに農地に戻せる状態であれば農地と判断しています。一方、樹木が覆い茂っていて簡単には農地に戻せない状態であれば山林と判断しています。

田中委員

8番 田中です。
2番の案件ですが、A-9ページ 三角の土地がありますがどのような土地か教えてもらいたい。

事務局

所有者は別の方で、譲受人の2人は管理を任されており現況は何もされていません。登記地目現況地目とも畑です。駐車場として使われることとなります。

田中委員

駐車場としての転用案件であれば理解するが、進入路としての転用だと違うのではな
いか。

中濱委員

関連してですが、駐車場として農地転用が通るならそれでいいが、休耕地が使い方に
心配があるなら農地転用を出してもらおうといった指導はしないのか。

事務局

申請地以外の隣接地でも農地であれば指導をさせていただきます。

議長

他にご質疑はございませんか。

議長

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第２２号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第２２号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第２２号は許可することに決定いたしました。

次に、議第２３号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

７番 森委員、２５番 山田委員 に退席を求めます。

【委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取

議案書の３ページをお願いいたします。資料は別紙Ｂでございます。

それでは、「議第２３号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」、ご説明いたします。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９号第３項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、市長から提出されたものです。

内容は別紙Ｂの明細書のとおりです。

農地中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、
合計 ６６ 筆 １１２，６２６ ㎡です。

所有権移転されるのは、 合計 1 筆 2, 2 6 1 m² です。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第23号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第23号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって、議第23号は議案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた、森 委員、山田 委員 にご報告いたします。

只今議題になっております、議第23号は、議案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

案件は2件です。

まず1件目、資料は別紙Aの11ページでございます。

富波 ●●●●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 105㎡、

富波 ●●●●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 473㎡、

富波 ●●●●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 13㎡、

合計 591㎡ について、

届出人 ●●●● 氏 から、個人住宅建築用地とするため、農地転用の届出があったものです。

次に2件目、資料は別紙Aの12ページでございます。

北野一丁目 ●●●●、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 93㎡ について、

届出人 ●●●● 氏 から、露天駐車場に係る農地転用の届出があり、顛末案件として処理させていただいたものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Aの13ページでございます。

案件は1件です。

西河原 ●●●●、登記地目、現況地目 ともに 畑、 面積 1 2 7 m²、
西河原 ●●●●、登記地目、現況地目 ともに 畑、 面積 2 3 5 m²、
合計 3 6 2 m² について、
譲渡人 ●●●● 氏 から ●●●● 氏へ、共同住宅建築のため、転用および使用貸借による権利の設定に伴う農地転用の届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

中濱委員

2点目の●●●●の外側に未だ土地が残っているのだが、これはどのような形で残るのか。他人様がされるのか。周りに大きな建築物が建つのか。

事務局

●●●●の横の土地は、違う地番で●●●●なのですが、所有者は特定できておりませんが、転用の対象となれば指導が必要となります。

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、
令和7年第7回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10 : 35

